

生地甲達第2号
平成29年3月14日

各部、課、隊、所、校、署長 殿

福井県警察本部長

山岳遭難防止対策に関する要綱の制定について

みだしのことについては、山岳遭難の防止対策等に関する要綱の制定について（平成24年生地甲達第12号。以下「旧要綱」という。）に基づき運用してきたところであるが、この度、別添のとおり「山岳遭難防止対策に関する要綱」を制定し、平成29年4月1日から運用することとしたので、効果的な防止対策を推進されたい。

なお、旧要綱は、平成29年3月31日をもって廃止する。

別添

山岳遭難防止対策に関する要綱

第1 趣旨

この要綱は、山岳遭難の防止のための施策及び活動を総合的に推進するため、必要な事項について定めるものとする。

第2 発生実態の分析検討及び資料の整備

1 山岳遭難の発生実態の分析検討

管内で発生した山岳遭難については、山岳遭難調査票（別記様式第1号）により整備するとともに、これを活用して、山岳遭難の発生実態に応じ、その予防のために講ずるべき広報、パトロール、遭難発生時の捜索救助活動において執るべき措置、事後措置等の教訓事項を抽出しておくものとする。

2 資料の整備

山岳遭難防止対策及び捜索救助の基礎資料については、次のとおり、作成及び整備に努めるものとする。

- (1) 次の事項を記載した管内の山岳及びその周辺地域の図面（縮尺は、おおむね5千分の1から5万分の1まで）
 - ア 最寄りの交通機関の駅、駐車場からの登山コース（車両の通行が可能なルート及び徒歩のみのルートに区分したもの）の距離及び所要時間
 - イ 登山口、下山口及び登山コースの途中にある山小屋その他の宿泊又は退避施設の名称、登山口から当該施設までの距離及び管理者
 - ウ 過去における山岳遭難の発生地点及びその概要
 - エ その他必要と認められる事項
- (2) 山岳遭難防止施策及び捜索救助活動に協力し、効果的かつ円滑に推進することのできる次に掲げる山岳関係機関・団体の組織、構成員、連絡窓口等の事項を内容とした書面
 - ア 山岳遭難防止対策協議会
 - イ 教育委員会
 - ウ 森林管理署その他の山林又は山岳の管理者
 - エ 山岳会その他の民間の登山関係団体
 - オ 登山者が多数利用する鉄道その他の交通事業者
 - カ 登山経路に在る観光業者、旅行業者、山小屋管理者等
 - キ 民間の登山指揮及び捜索救助の有志者

第3 登山シーズン前における実態把握等

1 警察署主導による情報の共有化

山岳遭難防止等に関する情報に関しては、警察署主導による山岳関係機関・団体との情報共有の体制を確立するものとする。

2 登山危険箇所、山岳遭難防止施設等の実態把握

登山道及び山岳遭難防止のための諸施設については、山岳関係機関・団体と協力し、実地踏査等を行い、管内の山岳遭難多発地域の地形・地物、登山道、登山危険箇所、

登山道標、危険表示板等の山岳遭難防止諸施設の老朽及び破損状況を点検し、補修又は新たに設けるべき諸施策の実態把握を行うものとする。

3 気象条件、登山者数等の事前調査

山岳遭難の多発が予想される登山シーズン前には、管内の山岳に係る気象条件及び登山者の予想数を調査するものとする。

第4 山岳遭難防止施設の整備

山岳遭難防止施設については、山岳関係機関・団体に対して、第3の2の実態把握の結果に基づいた次の事項の整備について指導・助言を行うものとする。

- 1 登山口、登山コース等の重要地点における山小屋、コース、地形、迷路、危険箇所等を明示した登山指導票の設置
- 2 旅館、山小屋、駅、停留所、登山口その他登山の拠点となる場所における天気予報その他の気象情報及び登山上の注意事項を告知するための情報掲示板の設置
- 3 登山計画書を提出するための登山ボックスの設置

第5 広報啓発活動、山岳関連情報の提供等

1 安全登山、山岳遭難防止等の広報啓発活動の推進

- (1) 広報啓発活動に際しては、次の広報素材を取りまとめ、タイミングよく情報を提供するものとする。

ア 最近における山岳遭難の統計からみた山岳遭難の原因及び身近な山岳遭難事例

イ 中高年齢者の山岳遭難防止のための心得

ウ 経験豊富なリーダーの下でのパーティの編成

エ 単独登山その他無謀な登山の回避

オ 無理のない登山計画の作成

カ 登山計画書の効用、警察への提出の励行及び登山計画書の提出方法

キ その他山岳遭難の実態から見た安全登山のための気象条件、装備、食糧、体調、登山の経験と山岳の選び方、登山コース、日程その他安全な登山計画を立てるための心得

ク 地元山岳会や登山者等の民間関係者の協力により収集した一般登山者の登山状況、山岳遭難の危険箇所の出現、山岳遭難の発生等の山岳関連情報

ケ 福井地方気象台からの気象情報等

- (2) 広報啓発活動に当たっては、山岳関係機関・団体と連携し、次に掲げる方法等により推進するものとする。

ア 新聞、テレビ、ラジオ等の報道機関への積極的な情報提供のほか、市町広報紙、町内会の回覧板、有線放送、県警ホームページ、交番・駐在所のミニ広報紙等あらゆる広報媒体の活用による実施

イ 登山者の出発駅、登山口の最寄りの駅、案内所その他登山者が集中する場所における広報紙等の配布と危険箇所等のワンポイント指導の実施

ウ 山岳担当の警察職員による講演及び個別指導による山岳遭難防止の呼び掛けの実施

2 登山計画書の提出促進

- (1) 登山計画書の作成指導

登山計画書（「登山計画書（別記様式第2号）又は登山届（別記様式第3号）をいう。以下同じ。）は、任意で作成するものであるが、山岳遭難発生時においては、その活用により、遭難者の捜索・救助活動が迅速かつ合理的に行われるばかりか、安全登山のための登山者自身の自己点検を行う機会にもつながるものである。

よって、登山計画書の作成に当たっては、登山日程又は行程、登山者の氏名、年齢、住所、連絡先等に関する情報及び携行する装備品、食料等その他必要な事項について記載するよう指導するものとする。

(2) 登山計画書の提出

登山計画書の提出先は、登山計画書に記載した目的とする山岳を管轄する警察本部又は警察署のほか、家族、知人等へも提出するよう指導するものとする。

なお、本県の山岳を登山する登山者に対しては、県警ホームページからの電子申請、県警モバイルサイトの利用のほか、郵送、ファクシミリ、登山ボックスへの直接投函による提出方法を教示するものとする。

第6 山岳パトロール活動の実施

登山者が集中する山岳を管轄する警察署においては、登山の実態を把握し、必要に応じて、登山口付近におけるパトロールを強化し、登山者に対して、第5（1）の広報素材を提供し、指導等を行うものとする。

様式省略